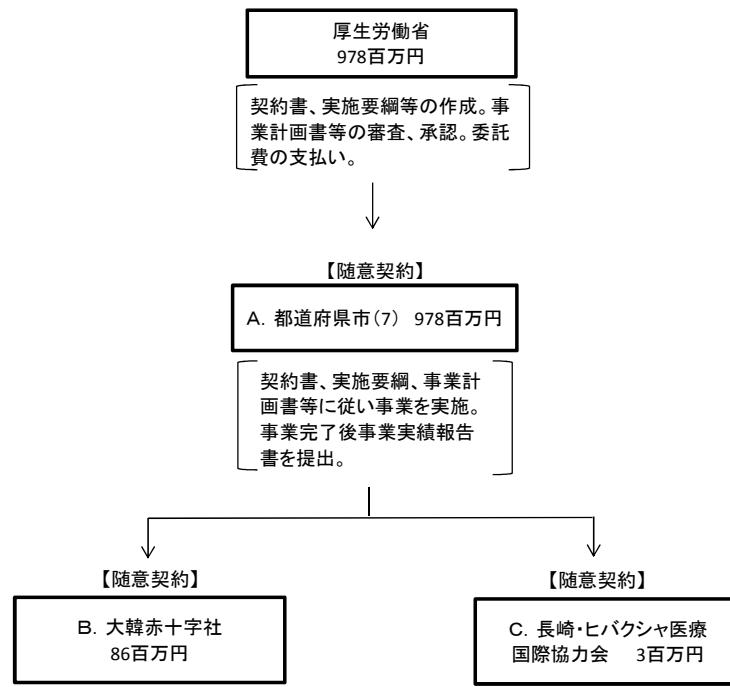


平成27年度行政事業レビュー( 厚生労働省 )											
事業名	在外被爆者渡日支援事業等委託費			担当部局	健康局						
事業開始年度	平成14年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室 小野 清喜						
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	「平成26年度在外被爆者支援事業の実施について」						
主要政策・施策				主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	在外被爆者渡日支援事業等委託費 委託先：都道府県、広島市、長崎市 対象者：在外被爆者 事業：①治療のための渡日を支援する事業(手帳交付渡日支援事業、渡日治療支援事業) ②居住国における保健医療面の支援を行う事業 (保健医療助成事業、医師等派遣事業(健康相談等事業、現地研修事業)、受入医師研修事業) ③情報提供により支援を行う事業等										
実施方法	委託・請負										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求						
	当初予算	892	894	915	915	915					
	補正予算	-	1,445	-	-						
	前年度から繰越し	-	-	1,445	1,032						
	翌年度へ繰越し	-	▲ 1,445	▲ 1,032	-						
	予備費等	-	-	-	-						
	計	892	894	1,328	1,947	915					
	執行額	845	838	978							
執行率(%)	95%	94%	74%								
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 毎 年度				
	在外被爆者が居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことを目標とする。	保健医療助成事業利用者数	成果実績	人	3,125	3,037	集計				
	目標値		人	3,125	3,037	3,037					
	達成度		%	100%	100%						
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込					
	委託件数	活動実績	件	7	7	7					
		当初見込み	件	7	7	7	7				
単位当たり コスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込					
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「委託件数(件)」	単位当たり コスト	百万円	121	120	140	278				
		計算式	X / Y	845 / 7	838 / 7	978 / 7	1,947 / 7				
平成 2 7 年 度 予 算 内 訳 ( 単 位 : 百 万 円 )	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由							
	扶助費等	727	727	主な増減理由 この表は、主に扶助費等の支拂いが増加したことによる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。扶助費等の支拂いは、主に被爆者への医療費助成や生活支援費として行われる。							
	旅費等	113	113								
	人件費等	30	30								
	委託費	30	30								
	借料等	5	5								
	諸謝金・通信運搬費・消耗品費	10	10								
	計	915	915								

事業所管部局による点検・改善													
	項目	評価	評価に関する説明										
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を在外被爆者に対し実施するための事業であり、在外被爆者の援護施策は広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	在外被爆者の援護施策は、国が実施すべき事業である。(本事業は、当初、地方自治体への国庫補助事業として開始したが、地方自治体の要望を受け、平成18年度から国の委託事業に切り替えた経緯がある。)										
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けられるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、健康保持及び増進を図るものであり、日本国内の被爆者と概ね同等の援護を実施するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。										
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業の主な事業である手帳交付渡日支援事業は、被爆者健康手帳の交付を前提に旅費等を支給する事業であるが、被爆者健康手帳の交付は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条において、各都道府県知事、広島市長、長崎市長(以下、「知事等」という。)が交付する旨規定されていることから、知事等が当該事業を実施することができる唯一の主体である。よって、会計法(昭和22年法律第5号)第29条の3第4項の規定に基づき、知事等と随意契約により契約を締結している。										
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を、在外被爆者に対しても実施する観点から実施しているものであり、負担関係は妥当である。										
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業に要する経費について精査を行っており、妥当である。										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	事業を円滑かつ適正に執行する観点から、事業の一部について再委託を行っているものであり、合理的な支出である。										
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	経費の使途については、在外被爆者支援の円滑な実施に真に必要なものに限定している。										
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	遡及支給(繰越予算)分について、想定を下回る申請件数となったため、不用額が生じた。										
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-											
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		実績精査中										
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-											
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	事業実施を希望する7県市と契約を締結し、事業を実施した。										
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-											
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-											
	所管府省・部局名	事業番号	事業名										
点検・改善結果	点検結果	当初の予定どおり7県市に対して業務委託し、在外被爆者の居住国の保健医療面の支援を行う事業等を行った。医療費の自己負担額について、国内被爆者と同等の援護施策を行うため、これまで上限額までの助成であった者に対して、日本の診療報酬で算定した上で、上限額を超える請求分を事業開始時(平成16年度)まで遡及して支給することとし、平成25年度補正予算を繰り越していたが、審査支払機関の選定に時間を要することとなり、不測の日数を生じることとなった。そのため、当該補正予算を平成27年度に繰越したところである。繰越予算を除く平成26年度予算の執行率はほぼ100%であり、適正に予算の執行を行えた。											
	改善の方向性	平成27年度予算においては、執行率等を勘案し、平成26年度と同水準での予算要求を行った。今年度の執行率を平成24~26年度と同等にするには、繰越予算の早期執行が求められるが、その達成のため、引き続き7県市に対して業務委託し、在外被爆者からの申請処理を迅速に行いうる働きかける。											
外部有識者の所見													
点検対象外													
行政事業レビュー推進チームの所見													
現状通り	点検結果も妥当であり、在外被爆者の健康保持及び増進に寄与する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。												
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況													
現状通り	-												
備考													
関連する過去のレビューシートの事業番号													
平成22年度	159	平成23年度	159	平成24年度									
平成25年度	156	平成26年度	168	/									

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.長崎県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	在外被爆者に対する保健医療助成費等の支給等	550			
委託料	大韓赤十字社への保健医療助成事業等の委託	86			
委託料	長崎ヒバクシャ医療国際協力会議への現地研修事業、受け入れ医師研修事業の委託	3			
人件費	職員給与等	23			
旅費	国外旅費、国内旅費	9			
需用費	会場借上料、事務用消耗品費等	3			
役務費	国内電話料、国際電話料等	3			
報償費等	医師等への謝礼金等	2			
計		679	計		0
B.大韓赤十字社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	集計				
計		0	計		0
C.長崎・ヒバクシャ医療国際協力会			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	集計				
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

**支出先上位10者リスト**

A.都道府県市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎県	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	679	随意契約	-
2	広島市	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	124	随意契約	-
3	広島県	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	111	随意契約	-
4	長崎市	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	55	随意契約	-
5	山口県	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	4	随意契約	-
6	大阪府	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	4	随意契約	-
7	福岡県	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	0.3	随意契約	-

B.大韓赤十字社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大韓赤十字社	韓国内における保健医療助成事業、健康相談等事業、支援事業の円滑な執行を実施。韓国内関係機関との連絡調整の実施。	86	随意契約	-

C.長崎・ヒバクシャ医療国際協力会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会	現地研修事業及び受入医師研修事業を実施。	3	随意契約	-